

日医発第 1247 号 (保 307)
平成 31 年 3 月 7 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉義武

材料価格基準の一部改正等について

平成31年2月28日付け厚生労働省告示第51号をもって材料価格基準の一部が改正されるとともに平成31年2月28日付け保医発0228第1号 厚生労働省保険局医療課長通知をもって「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日保医発0305第1号)等の一部が改正され、平成31年3月1日から適用されました。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」(平成31年2月28日付け保医発0228第2号)の24ページに掲載されている医療機器が区分C2として保険適用されたこと等によるものです。(平成31年3月7日付け日医発第1248号(保308)をご参照下さい。)

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、今回の留意事項等の改正につきましては、日本医師会雑誌5月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 官報(平31.2.28号外第38号 抜粋)
2. 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について(平31.2.28 保医発0228第1号 厚生労働省保険局医療課長)
3. 新たに機能区分及び保険償還価格が設定された医療機器等
(日本医師会医療保険課)

○厚生労働省告示第五十一号
 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次の表のように改正し、平成三十一年三月一日から適用する。ただし、同年二月二十八日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。
 平成三十一年二月二十八日

厚生労働大臣 根本 匠
 (傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
別表 I (略) II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001~201 (略) 202 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット III~IX (略)	1 相当り24円	別表 I (略) II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001~201 (略) (新設) III~IX (略)	

保医発0228第1号
平成31年2月28日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の
留意事項について」等の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（平成31年厚生労働省告示第51号）が公布され、平成31年3月1日から適用されること等に伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成30年3月5日保医発0305第1号）の一部改正について
- 別添2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成30年3月5日保医発0305第10号）の一部改正について
- 別添3 「特定保険医療材料の定義について」（平成30年3月5日保医発0305第13号）の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(平成30年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について

- 1 別添1の第2章第9部J003に次を加える。
 - (8) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットを用いて算定する場合にあっては、注の加算は適用しない。
 - (9) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットを用いて算定する場合にあっては、10日を限度として算定できる。
 - (10) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットを用いて算定する場合にあっては、処置開始日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- 2 別添1の第2章第10部第1節第1款K000に次を加える。
 - (6) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットの交換のみを目的として実施した場合は、「1」、「2」又は「3」の「ロ」のいずれかを準用して算定する。

- 3 別添1の第2章第2部第1節第11款K910-2を次のように改める。
 - (1) 内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術は双胎間輸血症候群と診断された患者に対し、双胎間輸血症候群の十分な経験を有する医師の下で行われた場合に算定する。
 - (2) 無心体双胎に対するラジオ波焼灼術を行った場合には、本区分の所定点数を準用して算定する。
 - (3) 無心体双胎に対するラジオ波焼灼術は、無心体双胎に対する十分な経験を有する医師の下で行われた場合に算定する。
 - (4) 無心体双胎に対する治療は、関連学会の適正使用指針に従って使用した場合に算定できる。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(平成30年3月5日保医発0305第10号)の一部改正について

1 Iの3の201の次に次を加える。

202 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット

- (1) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットは、関連学会の定める腹部開放管理における専用ドレッシングキットの適正使用指針に沿って使用した場合に限り、初回使用から10日を限度に5枚に限り算定できる。
- (2) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットは、A300救命救急入院料（1日につき）「1」救命救急入院料1から「4」救命救急入院料4のいずれか、A301特定集中治療室管理料（1日につき）「1」特定集中治療室管理料1から「4」特定集中治療室管理料4のいずれか、A301-4小児特定集中治療室管理料（1日につき）「1」7日以内の期間若しくは「2」8日以上の期間又はA302新生児特定集中治療室管理料（1日につき）「1」新生児特定集中治療室管理料1若しくは「2」新生児特定集中治療室管理料2のいずれかの施設基準の届出を行っている医療機関において算定できる。
- (3) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットを使用した場合は、処置開始日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- (4) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットは、保護レイヤ部分の面積に基づいて算定する。

「特定保険医療材料の定義について」
(平成30年3月5日保医発0305第13号)の一部改正について

1 別表のⅡの201の次に次を加える。

202 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「腹部開放創用ドレッシングキット」であること。
- (2) 腹部臓器の露出を伴う腹部開放創であって、一次縫合による閉腹が困難なものに対して、創傷を密封し、陰圧を付加することにより、臓器保護及び滲出液と感染性老廃物の除去等、創傷治癒が促進されるものであること。
- (3) 露出した腹部臓器を覆うシートについては、陰圧を付加し、滲出液と感染性老廃物の除去等を行うための流路等の構造を有するものであること。

(別添1参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部～第8部 (略)</p> <p>第9部 処置</p> <p>J000～J002 (略)</p> <p>J003 局所陰圧閉鎖処置(入院)(1日につき) (1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットを用いて算定する場 合にあつては、注の加算は適用しない。</u></p> <p><u>(9) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットを用いて算定する場 合にあつては、10日を限度として算定できる。</u></p> <p><u>(10) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットを用いて算定する場 合にあつては、処置開始日を診療報酬明細書の摘要欄に 記載すること。</u></p> <p>J003-2～J201 (略)</p> <p>第10部 手術</p> <p>第1節 手術料</p> <p>第1款 皮膚・皮下組織</p> <p>K000 創傷処理、K000-2 小児創傷処理 (1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットの交換のみを目的と</u></p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部～第8部 (略)</p> <p>第9部 処置</p> <p>J000～J002 (略)</p> <p>J003 局所陰圧閉鎖処置(入院)(1日につき) (1)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>J003-2～J201 (略)</p> <p>第10部 手術</p> <p>第1節 手術料</p> <p>第1款 皮膚・皮下組織</p> <p>K000 創傷処理、K000-2 小児創傷処理 (1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p>

して実施した場合は、「1」、「2」又は「3」の「ロ」のいずれかを準用して算定する。

K001～K022 (略)

第2款～第10款 (略)

第11款

K828-2～K909 (略)

K910-2 内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術

(1) 内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術は双胎間輸血症候群と診断された患者に対し、双胎間輸血症候群の十分な経験を有する医師の下で行われた場合に算定する。

(2) 無心体双胎に対するラジオ波焼灼術を行った場合には、本区分の所定点数を準用して算定する。

(3) 無心体双胎に対するラジオ波焼灼術は、無心体双胎に対する十分な経験を有する医師の下で行われた場合に算定する。

(4) 無心体双胎に対する治療は、関連学会の適正使用指針に従って使用した場合に算定できる。

K910-3～K913-2 (略)

第12款～第13款 (略)

第2節～第3節 (略)

第11部～第13部 (略)

K001～K022 (略)

第2款～第10款 (略)

第11款

K828-2～K909 (略)

K910-2 内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術

内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術は双胎間輸血症候群と診断された患者に対し、双胎間輸血症候群の十分な経験を有する医師の下で行われた場合に算定する。

K910-3～K913-2 (略)

第12款～第13款 (略)

第2節～第3節 (略)

第11部～第13部 (略)

(別添 2 参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成30年 3 月 5 日保医発0305第10号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001～201 (略)</p> <p><u>202 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット</u></p> <p><u>(1) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットは、関連学会の定める腹部開放管理における専用ドレッシングキットの適正使用指針に沿って使用した場合に限り、初回使用から10日を限度に5枚に限り算定できる。</u></p> <p><u>(2) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットは、A300救命救急入院料(1日につき)「1」救命救急入院料1から「4」救急救急入院料4のいずれか、A301特定集中治療室管理料(1日につき)「1」特定集中治療室管理料1から「4」特定集中治療室管理料4のいずれか、A301-4小児特定集中治療室管理料(1日につき)「1」7日以内の期間若しくは「2」8日以上の期間又はA302新生児特定集中治療室管理料(1日につき)「1」新生児特定集中治療室管理料1若しくは「2」新生児特定集中治療室管理料2のいずれかの施設基準の届出を行っている医療機関において算定できる。</u></p> <p><u>(3) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットを使用した場合は、処置開始日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p>	<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001～201 (略)</p> <p>(新設)</p>

(4) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットは、保護レイヤ部分の面積に基づいて算定する。

4～6 (略)

II～IV (略)

4～6 (略)

II～IV (略)

(別添3参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成30年3月5日保医発0305第13号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001~201 (略)</p> <p>202 <u>腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット</u> <u>定義</u> <u>次のいずれにも該当すること。</u></p> <p>(1) <u>薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「腹部開放創用ドレッシングキット」であること。</u></p> <p>(2) <u>腹部臓器の露出を伴う腹部開放創であって、一次縫合による閉腹が困難なものに対して、創傷を密封し、陰圧を付加することにより、臓器保護及び滲出液と感染性老廃物の除去等、創傷治癒が促進されるものであること。</u></p> <p>(3) <u>露出した腹部臓器を覆うシートについては、陰圧を付加し、滲出液と感染性老廃物の除去等を行うための流路等の構造を有するものであること。</u></p> <p>III~VIII (略)</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001~201 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>III~VIII (略)</p>

新たに機能区分及び保険償還価格が設定された医療機器等 (平成 31 年 3 月 1 日適用)

1. 腹部開放創用ドレッシングキット

【販売名】 ABTHERA ドレッシングキット (ケーシーアイ株式会社)

〔決定区分〕
C2 (新機能・新技術)

〔保険償還価格〕
1 cm²当たり 24 円

〔決定機能区分〕
202 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット

〔主な使用目的〕

本品は、腹部臓器の露出を伴う腹部開放創で、一次縫合による閉腹が困難なものに対して、腹腔内臓器を覆い、管理された陰圧をかけることにより、外界からの腹部臓器の保護、効率的なドレナージ、炎症の抑制、浮腫の軽減を図り、早期の筋膜閉鎖を可能とするもの。

<関連する告示・通知の改正>

- (1) 「材料価格基準」(平成 20 年 3 月 5 日付け厚生労働省告示第 61 号)の一部改正(平成 31 年 2 月 28 日付け厚生労働省告示第 51 号)

「材料価格基準」の別表Ⅱを次のように改める。(改正箇所下線部)	
改正後	改正前
001～201 (略) <u>202 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット 1 cm²当たり 24 円</u>	001～201 (略) (新設)

- (2) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 30 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号)の一部改正(平成 31 年 2 月 28 日付け保医発 0228 第 1 号)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の別添 1 を次のように改める。(改正箇所下線部)	
改正後	改正前
第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 8 部 (略) 第 9 部 処置 J000～J002 (略) J003 局所陰圧閉鎖処置(入院)(1 日につき) (1)～(7) (略) <u>(8) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットを用いて算定する場合にあっては、注の加算は適用しない。</u> <u>(9) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットを用いて算定する場合にあっては、10 日を限度として算定できる。</u> <u>(10) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットを用いて算定する場合にあっては、処置開始日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> J003-2～J201 (略) 第 10 部 手術 第 1 節 手術料 第 1 款 皮膚・皮下組織	第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 8 部 (略) 第 9 部 処置 J000～J002 (略) J003 局所陰圧閉鎖処置(入院)(1 日につき) (1)～(7) (略) (新設) J003-2～J201 (略) 第 10 部 手術 第 1 節 手術料 第 1 款 皮膚・皮下組織

<p>K000 創傷処理、K000-2 小児創傷処理 (1)～(5) (略) <u>(6) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットの交換のみを目的として実施した場合は、「1」、「2」又は「3」の「ロ」のいずれかを準用して算定する。</u></p>	<p>K000 創傷処理、K000-2 小児創傷処理 (1)～(5) (略) (新設)</p>
---	---

- (3) 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成 30 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 10 号) の一部改正 (平成 31 年 2 月 28 日付け保医発 0228 第 1 号)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の I の 3 を次のように改める。 (改正箇所下線部)	
改正後	改正前
<p>001～201 (略) <u>202 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット</u> <u>(1) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットは、関連学会の定める腹部開放管理における専用ドレッシングキットの適正使用指針に沿って使用した場合に限り、初回使用から 10 日を限度に 5 枚に限り算定できる。</u> <u>(2) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットは、A300 救命救急入院料 (1 日につき) 「1」 救命救急入院料 1 から 「4」 救命救急入院料 4 のいずれか、A301 特定集中治療室管理料 (1 日につき) 「1」 特定集中治療室管理料 1 から 「4」 特定集中治療室管理料 4 のいずれか、A301-4 小児特定集中治療室管理料 (1 日につき) 「1」 7 日以内の期間若しくは 「2」 8 日以上期間又は A302 新生児特定集中治療室管理料 (1 日につき) 「1」 新生児特定集中治療室管理料 1 若しくは 「2」 新生児特定集中治療室管理料 2 のいずれかの施設基準の届出を行っている医療機関において算定できる。</u> <u>(3) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットを使用した場合は、処置開始日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> <u>(4) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットは、保護レイヤ部分の面積に基づいて算定する。</u></p>	<p>001～201 (略) (新設)</p>

- (4) 「特定保険医療材料の定義について」(平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 13 号) の一部改正 (平成 31 年 2 月 28 日付け保医発 0228 第 1 号)

「特定保険医療材料の定義について」の別表 II に次のように改める。 (改正箇所下線部)	
改正後	改正前
<p>001～201 (略) <u>202 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット</u> <u>定義</u> <u>次のいずれにも該当すること。</u> <u>(1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品 (4) 整形用品」であって、一般的名称が「腹部開放創用ドレッシングキット」であること。</u> <u>(2) 腹部臓器の露出を伴う腹部開放創であって、一次縫合による閉腹が困難なものに対して、創傷を密封し、陰圧を付加することにより、臓器保護及び滲出液と感染性老廃物の除去等、創傷治癒が促進されるものであること。</u> <u>(3) 露出した腹部臓器を覆うシートについては、陰圧を付加し、滲出液と感染性老廃</u></p>	<p>001～201 (略) (新設)</p>

物の除去等を行うための流路等の構造を有するものであること。

2. ラジオ波焼灼システム

【販売名】 RFA システム (ポストン・サイエンティフィック ジャパン株式会社)

[決定区分]

C2 (新機能・新技術)

[保険償還価格]

特定保険医療材料ではなく、新規技術料にて評価する。

準用技術料 K910-2 内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術 40,000 点

[主な使用目的]

無心体双胎における無心体への血流遮断を目的として、超音波ガイド下で経皮的に電極のカニューレ部を子宮腔内まで刺入し、無心体の臍帯附着部周囲を穿刺しラジオ波により凝固及び焼灼を行い、ポンプ児から無心体への血流を遮断する目的で使用する。

<関連する通知の改正>

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 30 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号) の一部改正 (平成 31 年 2 月 28 日付け保医発 0228 第 1 号)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の別添 1 を次のように改める。 (改正箇所下線部)	
改 正 後	改 正 前
第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 9 部 (略) 第 10 部 手術 第 1 節 手術料 第 1 款～第 10 款 (略) 第 11 款 K828-2～K909 (略) K910-2 内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術 <u>(1) 内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術は双胎間輸血症候群と診断された患者に対し、双胎間輸血症候群の十分な経験を有する医師の下で行われた場合に算定する。</u> <u>(2) 無心体双胎に対するラジオ波焼灼術を行った場合には、本区分の所定点数を準用して算定する。</u> <u>(3) 無心体双胎に対するラジオ波焼灼術は、無心体双胎に対する十分な経験を有する医師の下で行われた場合に算定する。</u> <u>(4) 無心体双胎に対する治療は、関連学会の適正使用指針に従って使用した場合に算定できる。</u>	第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 9 部 (略) 第 10 部 手術 第 1 節 手術料 第 1 款～第 10 款 (略) 第 11 款 K828-2～K909 (略) K910-2 内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術 内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術は双胎間輸血症候群と診断された患者に対し、双胎間輸血症候群の十分な経験を有する医師の下で行われた場合に算定する。

3. ラジオ波焼灼システム

【販売名】 Cool-tip RFA システム E シリーズ (コヴィディエンジャパン株式会社)

[決定区分]

C2 (新機能・新技術)

[保険償還価格]

特定保険医療材料ではなく、新規技術料にて評価する。

準用技術料 K910-2 内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術 40,000 点

[主な使用目的]

無心体双胎における無心体への血流遮断を目的として、超音波ガイド下で経皮的に専用電極を子宮腔内まで刺入し、無心体の臍帯付着部周囲を穿刺しラジオ波により凝固及び焼灼を行い、ポンプ児から無心体への血流を遮断する目的で使用する。

<関連する通知の改正>

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 30 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号) の一部改正 (平成 31 年 2 月 28 日付け保医発 0228 第 1 号)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の別添 1 を次のように改める。 (改正箇所下線部)	
改正後	改正前
第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 9 部 (略) 第 10 部 手術 第 1 節 手術料 第 1 款～第 10 款 (略) 第 11 款 K828-2～K909 (略) K910-2 内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術 <u>(1) 内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術は双胎間輸血症候群と診断された患者に対し、双胎間輸血症候群の十分な経験を有する医師の下で行われた場合に算定する。</u> <u>(2) 無心体双胎に対するラジオ波焼灼術を行った場合には、本区分の所定点数を準用して算定する。</u> <u>(3) 無心体双胎に対するラジオ波焼灼術は、無心体双胎に対する十分な経験を有する医師の下で行われた場合に算定する。</u> <u>(4) 無心体双胎に対する治療は、関連学会の適正使用指針に従って使用した場合に算定できる。</u>	第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 9 部 (略) 第 10 部 手術 第 1 節 手術料 第 1 款～第 10 款 (略) 第 11 款 K828-2～K909 (略) K910-2 内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術 内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術は双胎間輸血症候群と診断された患者に対し、双胎間輸血症候群の十分な経験を有する医師の下で行われた場合に算定する。

(日本医師会医療保険課)